

『咳餘叢考』 訓譯卷十五之上

今回は、第十五卷之上を登載させて頂く事となった。水先案内人たる筆者も愈々この三月で退職と成り、今後は、東洋研究所の田中良明先生に本作業の水先案内人引き受けて頂く事となった。

令和元年は、筆者にとって最後の一年（助手から始まった四十五年の長きに渉る大學教員生活の最終年）であったにも関わらず、何か世間の喧噪に追い捲られドタバタと過ごしてしまつた様な一年でもあった。來し越し春秋を省みるに、本作業に着手してから既に二十一年以上の歲月が流れた。將に己の無能と怠惰さとに由因する以外の何物でも無いが、駄馬の如く逡巡を繰り返し遅々たる歩みの中で、開始以來本作業に參與された學徒達の努力には、ただただ頭を垂れる

中石大栗佐田米  
林井兼栖藤中田  
史靖健亞良  
朗朗寬子良明介

のみである。

筆者が實際に『陔餘叢考』を読み始めたのは大學院生時代であるから、『陔餘叢考』に關わつてからは四十五年以上が経過した事になる。この間、三回ほど通讀したが、本書は、讀めば讀むほど疑問點が涌出すると言う狀況で、趙翼の博學多識（引用文獻の雜多性）に打ちのめされつつも、一方では何とか叩き伏せたいと願う心と葛藤を繰り返す、訓讀の對象文獻としては興味を引かれつつも實に難解で厄介な本でもある。

昨今、大學の中國學專攻の學科に在つてすら、「訓讀」の意味を履き違え其れを輕視し、「訓讀」自體を理解し楽しむ傾向が、極端に弱まつてゐる様に見受けられ、些か寂寞たる感を持たざるを得ない。然りと雖も、「訓讀」は、中國の古典的漢文を瞬時に如何なる意味内容か理解する、つまり他言語で表記された文章を直接日本語文章として理解する爲の方途であり、日本古來よりの傳統的讀解技術の一斑でもある。「訓讀」が單なる「讀み（讀）」ではなく、「解釋（訓）」でもある點は、將に其の表記「訓讀」が表していると言えよう。斯く有らば、若い學徒の諸士には、是非とも正しい訓讀技術を習得し、「訓讀」世界の面白味・楽しみを十分に味わつて頂きたいと、衷心より希求するものである。

現在『陔餘叢考』の訓譯作業は、筆者以外僅か五名の學徒達で毎週細々と続け、既に卷二十四の訓譯が終わり卷二十五に入ろうとしている。作業者の現職は、後に示すが如きであるが、實際この作業に關わつた當時は、全て學部生や大學院生時代であり、本訓譯は、將に若き學徒達の努力の産物であると言えるのである。

次年度からも、田中良明先生指導の下に本作業は營々として繼續される豫定であれば、何卒博雅の士の御教導・御叱正を賜らん事、切に請願して已まないものである。

尙、この卷十五之上を擔當された諸士は、石井靖朗（現、アレセイア湘南中學高等學校非常勤講師）・大兼健寛（現、たちばな學園專任講師）・栗栖亜矢子（現、駿臺學園高等學校教諭）・佐藤良（現、埼玉縣立所澤商業商業高等學校教諭）・

田中良明（現、大東文化大學東洋研究所准教授）・米田颯介（本學大學院文學研究科博士課程前期課程修了）の六人（五十音順）である。

## 追記

故先師原田種成博士より下命を賜はって以來三十有餘年、其の負託を傷付けん事を深く畏れつつ今日に至ったが、この間、御叱正・御指教を賜った諸々の知友・先達に對し、滿腔の謝意を表させて頂く。

令和元年季秋

識於黃虎洞

## 〔原文〕

### 1 通鑑綱目

通鑑仿左氏編年體雖創於溫公然溫公以前已有爲之者晉時習鑿齒已著漢晉春秋劉宋時劉允濟採魯哀公後十二世接戰國爲魯後春秋元魏時張始均改陳壽魏志爲編年三十卷唐時裴光庭引李融張琪司馬利賓等直宏文館撰續春秋經傳自戰國訖隋表請天子修經光庭等作傳又太子詹事姚康撰統史三百卷上自開闢下訖隋朝皆編年爲之柳中郢之子璞著天祚長歷一書斷自漢武紀元爲編年閏位者附於左蕭穎士謂仲尼春秋爲百王不易之法而司馬遷作本紀世家列傳不足以訓乃起漢元年訖隋義甯編年依春秋義類爲傳百篇書魏高貴鄉公之崩則曰司馬昭弒帝於南闕書梁敬帝之遜位則曰陳霸先反此皆在溫公之前則通鑑一書亦有所本觀穎士書法則并開朱子綱目之體例矣

【書目一】

1 通鑑と綱目

通鑑左氏の編年體に仿ふこと、溫公に創まると雖も、然れども溫公以前已に之を爲す者有り。晉の時、習鑿齒已に漢晉春秋を著し、劉宋の時、劉允濟魯の哀公の後十二世を採り、戰國に接し魯後春秋と爲し、元魏の時、張始均陳壽の魏志を改め編年三十卷を爲し、唐の時、裴光庭・李融・張琪・司馬利賓等を引き、宏文館に直せしめ、續春秋經傳を撰し、戰國より隋訖で、天子を表請し經を修め、光庭等傳を作る。又、太子詹事姚康・統史三百卷を撰し、上は開闢より下は隋朝訖で、皆年を編し之を爲す。柳仲郢の子璞・天祚長歷一書を著し、斷つに漢武紀元より編年を爲し、閏位の者は左に附す。蕭穎士謂ふ「仲尼の春秋は百王不易の法たり。而るに司馬遷本紀世家列傳を作り、以て訓とするに足らず。」と。乃ち漢の元年起り隋の義甯訖で年を編し春秋の義類に依り傳を爲すこと百篇。魏の高貴郷公の崩ざるを著しては、則ち「司馬昭帝を南闕に弑す。」と曰ひ、梁の敬帝の位を遜るを著しては、則ち「陳霸先反す。」と曰ふ。此れ皆溫公の前に在れば、則ち通鑑一書も亦た本づく所有り。穎士の書法を觀るに、則ち并びに朱子綱目の體例を開く。

【語注】

○習鑿齒一字は彥威、襄陽の人。『晉書』卷八十二に傳有り。○漢晉春秋一書名。『晉書』卷八十二習鑿齒傳に「是時(桓)溫覬覦非望、鑿齒在郡、著漢晉春秋、以裁正之。起漢光武、終於晉潛帝。于三國之時、蜀以宗室爲正、魏武雖受漢禪、晉尙爲篡逆、至文帝平蜀、乃爲漢亡而晉始興焉。引世祖諱炎興而爲禪受、明天心不可以勢力強也。凡五十四卷。」と有る。○劉允濟一唐人。趙翼が「劉宋の時」とする原因は未詳。字は允濟、河南鞏の人。『舊唐書』卷一百九十中及び『新唐書』卷二百二に傳有り。○魯後春秋一書名。『舊唐書』卷一百九十中劉允濟傳に「允濟嘗採摭魯哀公後十二代至于戰國遺事、

撰魯後春秋二十卷、表上之、遷左史、兼直弘文館。」と有る。○張始均一字は子衡、清河東武城の人。張彝の長子。『魏書』卷六十四張彝傳に、「始均才幹、有美於父、改陳壽魏志爲編年之體、廣益異聞、爲三十卷。又著冠帶錄及諸賦數十篇、今竝亡失。」と有る。○裴光庭一字は連城、絳州聞喜の人。裴行儉の子。『新唐書』卷一百八に傳有り。○宏文館―弘文館のこと。『新唐書』卷四十七百官二に「弘文館學士、掌詳正圖籍、教授生徒、朝廷制度沿革・禮儀輕重、皆參議焉。武德四年、置修文館于門下省。九年、改曰弘文館。」と有る。○續春秋經傳―書名。『新唐書』卷一百八裴光庭傳に「光庭又引壽安丞李融・拾遺張琪・著作佐郎司馬利賓直弘文館、撰續春秋經傳、自戰國訖隋、表請天子修經、光庭等作傳。書久不就。」と有る。○姚康―字は汝諧、華州下邳の人。○統史―書名。『舊唐書』卷十八下宣宗紀大中五年十一月の條に「太子詹事姚康獻帝王政纂十卷、又撰統史三百卷、上自開闢、下盡隋朝、帝王美政・詔令・制置・銅鹽錢穀損益・用兵利害・下至僧道是非、無不備載、編年爲之。」と有る。○柳仲郢―字は諭蒙、京兆華原の人。子の柳璞とともに『新唐書』卷一百六十三に傳有り。○天祚長歷―書名。『新唐書』卷一百六十三柳璞傳に「著春秋三氏異同義、又述天祚長曆、斷自漢武帝紀元、爲編年、以大政・大祥異・侵叛戰伐隨著之、閏位者附見其左。常謂『杜征南春秋後序述紀甲曆爲得實、自餘史家皆差。』蔣係以爲然。」と有る。○蕭穎士―字は茂挺。梁の鄱陽王蕭恢七世の孫。『新唐書』卷二百二及び『舊唐書』卷一百九十下に傳有り。○仲尼の春秋：―『新唐書』卷二百二蕭穎士傳に「嘗謂『仲尼作春秋、爲百王不易法、而司馬遷作本紀・書・表・世家・列傳、敘事依違、失褒貶體、不足以訓。』乃起漢元年訖隋義寧編年、依春秋義類爲傳百篇。在魏書高貴崩、曰『司馬昭弑帝於南闕。』在梁書陳受禪、曰『陳霸先反。』」と有る。

### 【現代語譯】

『資治通鑑』が『左傳』の編年體を模倣していることは、司馬光から始まったとされているとはいえ、司馬光以前にも

う同様の事をしてしている者がいた。晉の頃、習鑿齒は既に『漢晉春秋』を著しており、劉宋の頃、劉允濟は魯の哀公の後の十二世を採り上げ、戰國時代に繋げて『魯後春秋』を作り、元魏の頃、張始均は陳壽の『三國志』の魏書を改變して『編年』三十卷を作り、唐の頃、裴光庭は李融・張琪・司馬利賓等を招引して弘文館に當直させ、『續春秋經傳』を撰述しようとして、戰國時代から隋の時代まで、天子に表して經を修め、光庭等は傳を作った。又、太子詹事の姚康は『統史』三百卷を撰述し、始まりは天地の開闢から終わりは隋に至るまで、事物を年代ごとに編集して作った。柳仲郢の子である柳璞は、『天祚長曆』を著し、漢の武帝の頃からの事物を年代ごとに編集し、正統でない者は左方に付記した。蕭穎士は「仲尼の『春秋』は百王不易の法である。しかし司馬遷が（『史記』の）本紀・世家・列傳を作って（後世これに倣うようになり）、教えとするに足らないものになった。」と言った。そこで、漢の元年から隋の義寧年間に至るまでの事物を年代ごとに編集し、春秋の義の類例に依據して百篇の傳を作った。魏の高貴郷公の崩御を記す際には、「司馬昭が皇帝を南闕に弑殺した。」と記載し、梁の敬帝が位を遜る事を記す際には、「陳霸先が反いた。」と記載した。これらは皆司馬光より前に在るので、『資治通鑑』にも本とするものが有ったのである。蕭穎士の書法を觀るに、これはまた朱子の『通鑑綱目』の體例を開拓したものである。

（栗栖亞矢子・米田颯介）

## 【原文】

### 2 綱目書法有所本

通鑑書三國事猶承陳壽之舊以曹魏繼漢爲正統至朱子作綱目乃始改蜀漢繼獻帝然習鑿齒漢晉春秋早以蜀漢爲正其著論云若以魏有代王之德則不足有靜亂之功則孫劉鼎立共王秦政猶不見敘於帝王況暫制數州之衆哉此又朱子所本也〔章俊卿山堂考

索前集十六卷載司馬溫公與劉道原書云周秦漢晉隋唐皆嘗混一天下其餘蜀魏吳宋齊梁陳魏齊周五代諸國地醜德齊不能相一皆用列國法劉備雖承漢然族屬疏遠是非難明今竝同之列國不得以漢光武晉元帝爲比云云是溫公修通鑑時亦未嘗不斟酌於正閏也」綱目於唐中宗之廢居房州每歲首必書帝在房州雖朱子特筆然唐人沈既濟亦已有此論謂漢高后稱制獨有王諸呂爲負約無遷鼎革命事矧其時孝惠已歿子非劉氏故不得已而紀呂后議者猶謂不可今中宗以初年卽位季年復祚雖尊名中奪而天命未改春秋歲書魯昭公出曰公在乾侯示君雖失位不敢廢也請省天后合中宗紀爲一每歲首必書在所以統之宜稱帝不稱廬陵王是此論實發自唐人也又朱子綱目用中宗嗣聖年號至二十四年此例亦不自朱子始范祖禹唐鑑已是如此「按癸辛雜識歐公修唐書作武后紀依前漢例也天授以後唐雖改號爲周而史不以周稱之蓋黜之也朱晦翁病其唐經亂周史遂有嗣聖二十四年之號年之首書曰帝在某帝在某蓋以春秋之法正名也每年之下又細書武氏所改年號垂拱則曰武氏垂拱天授則曰武氏天授此意甚嚴也但武氏既革唐命國號爲周有周則無唐矣無唐則無帝矣同一疆域也而帝與周同書則民有二王矣豈無窒礙乎若春秋公在乾侯則魯國未嘗有他號云云是又以綱目所書爲稍紊矣然律以春秋書法究以綱目爲正」通鑑綱目所書及集覽實實書法發明正誤等書所註多有謬誤者今摘於後以資考證

### 【校勘】

○但一壽孝堂本是「查」に作る。湛貽堂本に據り改む。

### 【書下二】

2 綱目の書法に本づく所有り

通鑑三國の事を書するに、猶ほ陳壽の舊を承け、曹魏の漢を繼ぐを以て正統と爲す。朱子綱目を作るに至り、乃ち始め

て蜀漢獻帝を繼ぐと改む。然れども習鑿齒漢晉春秋早に蜀漢を以て正と爲す。其の著論に云ふ「若し魏を以て代王の徳有りとせば、則ち足らず。靜亂の功有りとせば、則ち孫劉鼎立し共に王たり。秦政すら猶ほ帝王に敘すを見ず、況や暫く數州を制するの衆をや。」と。此れ又朱子の本づく所なり。「章俊卿の山堂考索前集十六卷に司馬溫公の劉道原に與ふる書を載せ云ふ「周・秦・漢・晉・隋・唐は皆嘗て天下を混一し、其餘の蜀・魏・吳・宋・齊・梁・陳・魏・齊・周・五代の諸國は、地醜して徳齊しく相一たる能はず、皆列國の法を用ふ。劉備は漢を承くると雖も、然れども族屬疏遠、是非明らかにし難し。今竝びに之を列國と同じし、漢の光武・晉の元帝を以て比と爲すを得ず云云」と。是れ溫公通鑑を修する時も亦た未だ嘗て正閏に斟酌せずんばあらざるなり。」綱目は唐の中宗の廢せられて房州に居るに於いて、歲首毎に必ず「帝房州に在り」と書す。朱子の特筆と雖も、然れども唐人沈既濟も亦た已に此の論有りて謂ふ、「漢の高后稱制し獨だ諸呂を王とし負約を爲す有るも、遷鼎革命の事無し。矧や其の時孝惠已に歿し、子は劉氏に非ず。故に已むを得ずして呂后を紀す。議する者は猶ほ可ならずと謂ふ。今中宗初年を以て即位し、季年復祚す。尊名中奪せらると雖も、而れども天命未だ改まらず。春秋の歳書、魯の昭公出だされては『公、乾侯に在り』と曰ひ、君位を失ふと雖も敢へて廢せざるを示すなり。請ふ、天后を省き中宗紀に合して一と爲し、歳首毎に必ず在所を書し以て之を統べ、宜しく帝と稱して廬陵王と稱せざるべし。」と。是れ此の論實に唐人より發するなり。又朱子綱目は中宗嗣聖の年號を用ひ二十四年に至る。此の例も亦た朱子より始まらず。范祖禹の唐鑑已に是れ此の如し。「按ずるに、癸辛雜識に「歐公唐書を修すに武后紀を作るは前漢の例に依るなり。天授以後、唐は號を改め周と爲すと雖も、而れども史は周を以て之を稱さず。蓋し之を黜むならん。朱晦翁其の唐經周史に亂ざるを病ひ、遂に嗣聖二十四年の號有り、年の首に書して『帝某に在り』と曰ふ。『帝某に在り』は蓋し春秋の法を以て名を正すならん。毎年の下、又武氏の改む所の年號を細書し、垂拱なれば則ち『武氏の垂拱』と曰ひ、天授なれば則ち『武氏の天授』と曰ふ。此の意甚だ嚴なり。但だ、武氏既に唐



の命を革め、國號を周と爲し、周有れば則ち唐無きなり。唐無ければ則ち帝無きなり。一疆域を同にするや、而るに帝と周と前に書せば、則ち民に二王有り。豈に窒礙無からんや。春秋の『公、乾侯に在り』の若きは、則ち魯國未だ嘗て他號有らざるなり云云」と。是れ又綱目の書す所を以て稍々紊ると爲すなり。然れども律するに春秋の書法を以てすれば、究まるに綱目を以て正と爲す。」通鑑・綱目の書す所、及び集覽・質實・書法・發明・正誤等の書、註する所多く謬誤有る者、今後に摘し以て考證に資す。

### 【語注】

○若し魏を以……『晉書』卷八十二習鑿齒傳に見ゆ。○章俊卿の山……章氏、諱は如愚、俊卿は字、號は山堂。南宋、金華の人。慶元二年の進士。『山堂群書考索』前集六十六卷、後集六十五卷、續集五十六卷、別集二十五卷有り。溫公與劉道原書は、前集卷十六通鑑類「年號皆以後來者爲定」の條に見える。○唐人沈既濟……沈既濟は晩唐、蘇州吳の人。『新唐書』卷一百三十二に傳有り。本傳に「初吳兢撰國史、爲則天本紀、次高宗下。既濟奏議以爲、……昔漢高后稱制……。若后姓氏名諱・才藝智略・崩葬日月、宜入皇后傳、題其篇曰則天順聖武皇后云。議不行。」と有る。○癸辛雜識——宋末元初の周密の撰。前集一卷、後集一卷、續集二卷、別集二卷。その後集の綱目用武后年號に「餘向聞林竹溪先生云、歐公脩唐書」云云と有る。竹溪は林希逸の號。趙翼は「云云」と記すが、現行本は「他號」の下に文は續かない。

### 【現代語譯】

『資治通鑑』は三國の事を書くのに、陳壽の舊態を承てけ、曹魏が漢を繼いだのを正統としている。朱子が『綱目』を作ると、初めて蜀漢が獻帝を繼いだと改めた。しかし、習鑿齒の『漢晉春秋』は早くも蜀漢を正統としている。その著

論に「もし魏に帝王に代わる徳が有るとしたならば、(王道に)不足がある。亂を安んじる功績が有るとしたならば、孫氏と劉氏が鼎立して共に帝王であった。秦の嬴政ですら帝王に叙されたのを見たことがないのに、どうして少しの間數州を制した連中を帝王に叙することがあろうか。」と言っている。これもまた朱子が基づいた所である。「章俊卿の『山堂群書考索』前集の十六卷に、司馬溫公が劉道原に與えた書載せて「周・秦・漢・晉・隋・唐は皆かつて天下を統一したが、その他の蜀・魏・吳・宋・齊・梁・陳・魏・齊・周・五代の諸國は、領土も徳も同じようなもので統一することができず、皆列國の各法を用いている。劉備は漢を繼承したとはいえ、續柄が遠いため、その是非が明らかにしがたい。今これら(の諸國)はすべて列國と同じく扱い、漢の光武帝・晉の元帝と並べることができない云云」と言っている。これは、司馬光が『通鑑』を編修する時にも、正閏を考慮しなかつたわけではなかつたのである。』『綱目』は唐の中宗が廢位されて房州に居る事態に當たつて、歳の始めごとに必ず「帝房州に在り」と書いてある。朱子の絶妙な筆法ではあるが、しかし唐人の沈既済にもまたすでにこれについての論が有り、「漢の高后は稱制して、ただ諸呂を王に即位させて約に背く行いは有つたものの、王朝を交代させるほどの革命の事跡はありませんでした。それどころか、當時惠帝は亡くなっており、帝位に即いた子は劉氏の子ではなかつたのです。そのため、やむをえず(『史記』や『漢書』は)呂后を本紀に記しているのです。それでも議論する者は、よろしくないと言っております。今(唐の)中宗は初年に即位し、末年に復祚しています。帝位は途中で奪はれましたが、しかし天命が改まったことはありません。『春秋』はその歳の書き出しに、魯の昭公が國外に放逐されていた際には、『公、乾侯に在り』と言って、昭公がその君としての位を失つたものの、廢位はされていないことを示しています。請願致します、天后の紀を省略して中宗紀に合篇して一つにし、毎歳の始めには必ず中宗の在所を書くことで記事の統一をはかり中宗を帝と稱して廬陵王と稱さない方がよいのです。」と言っている。この議論は實は唐人から出ているのだ。また朱子の『綱目』は中宗の嗣聖の年號を用いて二十四

年に至っている。この例もまた朱子から始まるのではなく、范祖禹の『唐鑑』がすでにこうしているのである。「考えてみるに、『癸辛雜識』に「歐陽脩が『新唐書』を編修して武后紀を作ったのは前漢の例に依據している。天授以後、唐は國號を改めて周としたものの、しかし史は周と稱さない。思うに、周のことを貶めているのであろう。朱晦翁は、唐の歴史が周の歴史によって亂されることを憂慮し、そこで嗣聖二十四年の號が有り、年の始めには『帝某に在り』と書いている。『帝某に在り』というのは、思うに『春秋』の筆法によって名實を正しているのであろう。毎年の下に、また武氏が改めた年號を小字で書き、垂拱であれば『武氏の垂拱』と、天授であれば『武氏为天授』と言っている。こうした記述に示された意思はとても嚴格なものである。ただし、武氏はすでに唐の天命を革めており、國號を周としており、周が有るということは唐が無いのである。唐が無いのであれば唐の皇帝はいないのである。國土を同じくしながらも、唐の皇帝と周の事を同時に書けば、それは民に二人の王がいるということである。どうして差し障りがなからうか。『春秋』の『公、乾侯に在り』というのは、魯の國には他の國號が有ったことなどなかったのである云云」と言っている。これもまた『綱目』の記述が少し亂れているとするのである。しかし、『春秋』の書法で書き方を決めているのだから、詰まる所は『綱目』が正しいことにならう。」「通鑑」と『綱目』の記述、及び『集覽』『質實』『書法』『發明』『正誤』等の書の、註記するものが多く誤っているものについて、以下に載せて考證の資けとする。

(田中良明)

## 【原文】

### 3 賈學

綱目前編周靈王二十四年齊崔杼之亂一時有兩賈學侍人賈學崔黨也從死之賈學莊公所嬖也左氏兩書侍人賈學於前而下敘賈學州綽等八人皆死明其爲兩賈學也通鑑於崔黨之賈學初書侍人而後削之直云賈學止衆從者而入閉門甲與遂弑之賈學等八人

皆死則兩賈舉幾於無別矣敘事之明由於書法之密使其可省左氏豈好爲重累之詞哉

### 【書法二文】

#### 3 賈舉

綱目前編は、周の靈王二十四年齊の崔杼の亂、一時に兩賈舉有り。侍人の賈舉は、崔の黨なり。死に従ふの賈舉は、莊公の嬖する所なり。左氏は兩つながら侍人の賈舉を前に書して下に賈舉・州綽ら八人皆死すと叙し、其の兩賈舉爲るを明らかにするなり。通鑑は崔の黨の賈舉に於いて、初めは侍人と書するも後は之を削り、直だ「賈舉衆くの從者を止めて入り、門を閉づ。甲興りて、遂に之を弑す。賈舉ら八人皆死す。」と云へば則ち兩賈舉は別無きに幾し。敘事の明は、書法の密に由り、其れをして省く可からしむ。左氏豈に好みて重累の詞を爲さんや。

### 【語注】

○綱目前編は……『資治通鑑綱目前編』卷十五に「子稱疾公問崔子、遂從姜氏。姜入于室、與崔子自側戶出。公拊楹而不能聽命。近於公宮、陪臣干楹、有淫者、不知二命。』公踰牆、又射之、中股、反隊、遂弑之。賈舉八人皆死。」と有る。○左氏は兩つ……『春秋左氏傳』襄公二十五年に「崔子因是、又以其間伐晉也、曰『晉必將報。』欲弑公以說于晉、而不獲聞。公鞭侍人賈舉而又近之、乃爲崔子聞公。五月莒爲且于之役、故莒子朝于齊、甲戌饗諸北郭崔子稱疾不視事。乙亥公問崔子、遂從姜氏姜入于室、與崔子自側戶出公拊楹而歌、侍人賈舉止衆從者而入閉門、甲與公登臺而請弗許、請盟弗許請自刃於廟勿許。皆曰君之臣杼疾病不能聽命、近於公宮、陪臣干楹有淫者不知二命、公踰牆、公踰牆岳本牆作牆非

也又射之中股反隊、遂弑之。賈舉・州綽・邴師・公孫敖・封具・鐸父・襄伊・僕埋皆死。」と有る。

### 【現代語譯】

『通鑑綱目前編』は、周の靈王二十四年に齊の國で崔杼の亂があつた時に、二人の賈舉がいる。侍人の賈舉は崔杼の仲間である。殉死した賈舉は莊公の寵愛を受けていた者である。『春秋左氏傳』は二人について侍人の賈舉を先に書き、後に賈舉・州綽ら八人皆が死んだことを記し、賈舉が二人いたことを明らかにしている。『資治通鑑前編』は崔杼の仲間の賈舉について、初めは侍人と書くが、後にそれを削り、ただ「賈舉が多くの従者を止めて中に入り、門を閉じた。兵が起こつて莊公を弑殺した。賈舉ら八人は皆死んだ。」と言うので、二人の賈舉が區別されていけないかのようだ。敘事の明白さは書法の緻密さにより、それらを省かせることができる。左氏が一體どうしてただの好き好みによって言葉を重ねていることがあるだろうか。

(石井靖朗)

### 【原文】

#### 4 俠累韓廐一人兩書

綱目正編周安王五年盜殺韓相俠累分注載嚴仲子使聶政刺之烈王五年韓嚴遂弑其君分注載哀侯以韓廐爲相而愛嚴遂二人相害遂刺廐於朝并中哀侯按國策嚴仲子即嚴遂也國策註俠累名傀韓非子作廐則俠累即韓廐也豈有一人之身而聶政既殺之於前嚴遂復刺之於後耶考史記韓世家烈侯三年聶政殺韓相俠累十三年烈侯卒子哀侯立六年韓嚴弑其君哀侯是使聶政殺俠累者嚴遂而弑哀侯者韓嚴也兩事相去且二十六年通鑑及綱目何以既書盜殺俠累又書韓嚴遂弑其君不且合兩事爲一事耶蓋綱目之

誤因通鑑通鑑之誤因史遷聶政傳謂嚴仲子事韓哀侯與韓相俠累有郤乃使政刺殺俠累於其府中而史記之誤又因國策韓龐相韓篇東孟之會聶政直入殺韓龐走抱哀侯政并仲哀侯韓非子亦云嚴遂使人刺韓龐於朝龐走抱君遂并刺哀侯此通鑑綱目所本也然史記韓世家烈侯三年政殺俠累之後烈侯又十年而卒則政殺俠累並未殺君也國策韓人攻宋篇又云聶政刺相兼君許異釐哀侯而禮之「謂使其君僞死以免禍」是故哀侯爲君而許負終身相焉夫哀侯被殺卽卒而子懿侯立許異又於誰之世而終身爲相哉則國策實誤以烈侯時事而實之哀侯也政刺韓龐時并中烈侯許異釐烈侯使之伴死以免難其時烈侯實未死又在位十年故許異烈侯之世常爲相其所以誤係之哀侯者何也史記索隱引竹書紀年韓山堅弑其君哀侯註云山堅韓嚴也始知弑哀侯者韓嚴而非嚴遂國策及史記聶政傳因韓嚴嚴遂名姓略同遂以兩人爲一人故有此錯通鑑及綱目亦未考訂遂襲其訛惟史記韓世家於烈侯時書盜殺俠累於哀侯時書韓嚴弑其君哀侯此則分晰明確最可據也王充論衡云傳言聶政爲嚴翁仲刺殺韓王非也聶政之時韓烈侯也烈侯三年聶政刺韓相俠累十二年烈侯卒嚴翁仲刺殺韓王事與聶政殺俠累相去十七年短書小傳不可信如此云云是史記國策之誤王充已嘗辨之但未指其所以致誤之由故通鑑諸書仍襲前謬耳

#### 【書キト】

#### 4 俠累・韓龐一人兩書す

綱目正編の周の安王五年「盜韓の相俠累を殺す」の分注に、嚴仲子聶政をして之を刺さしむるを載す。烈王五年「韓の嚴遂其の君を弑す」の分注に、「哀侯韓龐を以て相と爲すも嚴遂を愛す。二人相ひ害し、遂龐を朝に刺し、并せて哀侯に中たる」と載す。按ずるに、國策の「嚴仲子」は卽ち嚴遂なり。國策註に、「俠累名は傀、韓非子は龐に作る。」と。則ち俠累は卽ち韓龐なり。豈に一人の身に於て聶政既に之を前に殺し、嚴遂復た之を後に刺すこと有らんや。史記韓世家に考ふるに、「烈侯三年、聶政韓相俠累を殺す。十三年、烈侯卒し、子の哀侯立つ。六年、韓嚴其の君哀侯を弑す。」と。

是れ聶政をして俠累を殺さしむる者は嚴遂なり。而して哀侯を弑する者は韓嚴なり。兩事相ひ去ること且に二十六、七年ならんとす。通鑑及び綱目何を以て既に盜の俠累を殺すを書し、又た韓の嚴遂の其の君を弑するを書し、且に兩事を合わせて一事と爲さんとせざるや。蓋し綱目の誤りは通鑑に因り、通鑑の誤りは史遷に因る。聶政傳に「嚴仲子韓の哀侯に事へ、韓相俠累と郤有り。」と謂ふ。乃ち政をして俠累を其の府中に刺殺せしむ。而して史記の誤りは又た『國策』の韓虜韓に相たるの篇、東孟の會の、「聶政直ちに入りて韓虜を殺し、虜走りて哀侯を抱え、政并せて哀侯に中たる。」に因る。韓非子も亦た「嚴遂人をして韓虜を朝に刺さしめ、虜走りて君を抱ふ。遂并せて哀侯を刺す。」と云ふ。此れ通鑑・綱目の本づく所なり。然れども史記韓世家に、烈侯三年、政、俠累を殺すの後、烈侯又た十年にして卒すれば、則ち政は俠累を殺すも並して未だ君を殺さざるなり。國策の韓人宋を攻むるの篇に又た「聶政相を刺し君に兼ぶ、許異哀侯を蹙みて之を殪す。「其の君をして僞死させしめ、以て禍を免るを謂ふ。」是の故に哀侯君と爲りて、許負終身焉に相たり。」と云ふ。夫れ哀侯殺されて即ち卒し、而して子の懿侯立つ。許異又た誰の世に於いて終身相と爲らんや。則ち國策實は誤りて烈侯の時事を以て、而ち之を哀侯に實つるなり。政、韓虜を刺すの時、并せて烈侯に中たり、許異烈侯を蹙みて之をして伴死せしめ以て難を免れしむ。其の時烈侯實は未だ死せず、又た位に在ること十年、故に許異終に烈侯の世に常に相たり。其れ誤りて之を哀侯に係く所以の者は何ぞや。史記索隱、竹書紀年の韓山堅其の君哀侯を弑するを引き、註して山堅は韓嚴なりと云ひ、始めて哀侯を弑する者は韓嚴にして嚴遂に非ざるを知る。國策及び史記聶政傳は韓嚴・嚴遂の名姓略ぼ同じきに因り、遂に兩人を以て一人と爲す。故に此の錯有るも、通鑑及び綱目も亦た未だ考訂せず、遂に其の訛りを襲う。惟だ史記韓世家は烈侯の時に於いて盜の俠累を殺すを書し、哀侯の時に於いて韓嚴の其の君哀侯を弑するを書す。此れ則ち分晰明確たること最も據るべきなり。王充の論衡に云ふ、「傳に『聶政、嚴翁仲の爲に韓王を刺殺す。』と言ふは、非なり。聶政の時は韓の烈侯なり。烈侯三年、聶政、韓相俠累を刺し、十二年、烈侯卒す。嚴

翁仲の韓王を刺殺するの事と聶政俠累を殺すのことは、相ひ去ること十七年、短書小傳の信するべからざること此くの如し云云。」と。是れ史記・國策の誤り、王充已に嘗て之を辨すも、但だ未だ其の誤りを致す所以の由を指さず。故に通鑑・諸書仍ほ前の謬りを襲ふのみ。

### 【語注】

○周の安王五……『資治通鑑綱目』卷一に「盜殺韓相俠累」と有り、その目に「俠累與濮陽嚴仲子有惡。仲子聞軻人聶政之勇、以黃金百鎰爲政母壽、欲因以報仇。」云々と有り。○烈王五年韓……『資治通鑑綱目』卷一に「韓嚴遂弑其君」と有り、その目に「哀侯以韓廙爲相而愛嚴遂、二人相害遂刺廙於朝而并中哀侯。」と有り。○國策の嚴仲……『戰國策』韓卷第八、韓傀相韓の條に韓傀と嚴遂の確執を記し、嚴遂を途中から嚴仲子と記している。また、その鮑注に「史作『韓相俠累』。索隱引高誘云『韓傀、俠累也。』今註本無。俠、古狹反。累、力追反。韓非子傀作廙。」云々と有り。○史記韓世家……『史記』卷四十五、韓世家第十五に「列侯三年、聶政殺韓相俠累。……十三年、列侯卒、子文侯立。……十年、文侯卒、子哀侯立。……六年、韓嚴弑其君哀侯。而子懿侯立。」と有り。○通鑑に因り『資治通鑑』卷第一、周紀一、烈王五年に「韓嚴遂弑哀侯、國人立其子懿侯。初、哀侯以韓廙爲相而愛嚴遂、二人甚相害也。嚴遂令人刺韓廙於朝、廙走哀侯、哀侯抱之。人刺韓廙、兼及哀侯。」と有り。なお、その胡注は、蜀本註に「戰國策以聶政刺韓相事及并中哀侯爲一事。……以刺客傳考之、聶政殺俠累事在哀侯時。以戰國策考之亦然。從傳與戰國策、則是年表・世家於烈侯三年書『盜殺俠累』誤矣。通鑑於烈侯三年載聶政殺俠累事、又於哀侯六年載嚴遂殺其君哀侯、是從年表・世家所書。蓋刺客傳初不言併殺哀侯、止戰國策言之。通鑑豈以此疑之歟。故載併刺哀侯、不書聶政、止曰『使人』。以此求之、則通鑑之意不以嚴仲子爲嚴遂、亦不以俠累爲韓廙、止從年表・世家而不信其傳也。」と有りを引き「餘按溫公與劉道原書、



亦疑此事。」と有る。○聶政傳―『史記』卷八十六、刺客列傳第二十六。○東孟の會の―『戰國策』韓卷第八、韓傀相韓の條に「韓適有東孟之會、韓王及相皆在焉、持兵戟而衛者甚衆。聶政直入、上階刺韓傀。韓傀走而抱哀侯、聶政刺之、兼中哀侯、左右大亂。」と有る。○韓非子も亦―『韓非子』卷第十、內儲說下六微第三十一に「韓傀相韓哀侯。嚴遂重於君、二人甚相害也。嚴遂乃令人刺韓傀於朝、韓傀走君而抱之、遂刺韓傀而兼哀侯。」と有る。○國策の韓人―韓人攻宋の條には見えない。謂鄭王の條に「東孟之會、聶政・陽堅刺相兼君。許異蹙哀侯而殲之、立以爲鄭君。韓氏之衆無不聽令者、則許異爲之先也。是故哀侯爲君、而許異終身相焉。」と有る。○史記索隱竹―『史記』卷四十五、韓世家第十五に「(哀侯)六年、韓嚴弒其君哀侯。而子懿侯立。」の『索隱』に「按、年表懿侯作莊侯。又紀年云『晉桓公邑哀侯于鄭、韓山堅賊其君哀侯而立韓若山』若山即懿侯也、則韓嚴爲韓山堅也。而戰國策又有韓仲子名遂、又恐是韓嚴也。」と有る。○王充の論衡―『論衡』書虛篇第十六に「傳書言聶正爲嚴翁仲刺殺韓王、此虛也。夫聶政之時韓列侯也。列侯之三年、聶政刺韓相俠累。十二年、列侯卒。與聶政殺俠累相去十七年。而言聶政刺殺韓王、短書小傳、竟虛不可信也。」と有る。

### 【現代語譯】

『通鑑綱目』正編の周の安王五年「盜が韓の相の俠累を殺した」の分注に、嚴仲子が聶政に俠累を刺させたことを載せている。また烈王五年、「韓の嚴遂が君主を弒した」の分注に、「哀侯は韓傀を相としたが嚴遂を愛し、(そのため)二人は互いに害しあい、嚴遂は韓傀を宮中で刺して、同時に哀侯を害した」と載せている。考えてみるに、『戰國策』の「嚴仲子」は嚴遂である。『戰國策』の註には、「俠累は名は傀で、『韓非子』は(傀を)傀に作っている」とあるので、俠累は韓傀のことである。どうして一人の人間が先に聶政に殺されて、その後嚴遂に刺されることがあろうか。『史記』

韓世家を見てみると、「烈侯三年、聶政は韓相の俠累を殺した。十三年、烈侯が亡くなり、子の哀侯が立った。六年、韓嚴が君主の哀侯を弑した。」とある。聶政に俠累を殺させた者は嚴遂である。そして哀侯を弑した者は韓嚴である。二つの事件の間はちょうど二十六・七年である。『通鑑』と『綱目』はどうしてまず俠累が殺されたことを書き、また韓の嚴遂の弑逆のことを書き、二つの事件を合わせて一事件にしようとしなかったのか。恐らく『綱目』の誤りは『通鑑』に原因があり、『通鑑』の誤りは『史記』に原因がある。聶政傳に、「嚴仲子は韓の哀侯に仕え、韓相俠累と仲が悪かった。」とある。そこで府中にて聶政に俠累を刺殺させたのである。そして『史記』の誤りもまた『戰國策』の「韓虜韓の相となる」の篇の東孟の會のくだりに、「聶政は急ぎ驅け込んで韓虜を殺し（にかかり）、韓虜は逃げて哀侯を抱えたので、聶政は同時に哀侯も害した。」とある。『韓非子』にも、「嚴遂は人を使って宮中で韓虜を刺させ、韓虜は逃げて哀侯を抱えた。嚴遂は哀侯ごと刺した。」とある。これは『通鑑』・『綱目』ともに依據した所である。しかし『史記』韓世家では、烈侯三年に聶政が俠累を殺した後、十年経ってから烈侯が亡くなっている。聶政は俠累を殺していても、決して烈侯を殺してはいないのである。『戰國策』の「韓人宋を攻む」の篇にも「聶政は相を刺して君主にも及びかけたが、許異は哀侯を踏みつけて倒した。『君主を死んだように見せかけることで、禍を免れさせた事をいう。』このために哀侯が即位して許負（異）は終身相として仕えた。」とある。そもそも哀侯は害されて死に、そうして子である懿侯が立ったのである。許異は誰の代に於いて終身相として仕えたのか。それは『戰國策』が誤って烈侯の代の事件を哀侯の代にあてたのである。聶政が韓虜を刺した時、同時に烈侯を害そうとし、許異が烈侯を踏みつけて死んだふりをさせて難を逃れさせた。その時烈侯は死んでおらず、十年間位に在って、そこで許異は烈侯の代が終わるまで常に相として仕えたのである。（この話を）誤って哀侯に關わらせられた理由は何だったのであろう。『史記索隱』は『竹書紀年』の韓山堅が君主の哀侯を弑した文を引いて、山堅は韓嚴のことであると注している。ここで初めて哀侯を弑した者は韓嚴

であつて嚴遂ではないことが分かる。『戰國策』と『史記』聶政傳は韓嚴と嚴遂の姓名がほぼ同じであることによつて、二人を同一人物としたのである。そのためこのような間違ひがあるが、『通鑑』と『綱目』は訂正を加えず、誤りをそのまま引き繼いだ。ただ『史記』韓世家のみは、烈侯の代に盜が俠累を殺した事件を書き、哀侯の代に韓嚴が弑逆した事件を書いた。これは分晰の明らかなもので、最も依據すべきである。王充の『論衡』には、「傳書に、『聶政は嚴翁仲のために韓王を刺殺した。』とあるのは、間違ひである。聶政の事件の頃は韓の烈侯の代である。烈侯の三年に聶政は韓相俠累を刺し、十二年に烈侯が亡くなった。嚴翁仲が韓王を刺殺した事件と聶政が俠累を殺した事件は、間に十七年の隔たりがあり、雜記や小説の類が信用できないことこのようである云云。」と言っている。これは『史記』と『戰國策』の誤りについて、王充は過去にこのことについて述べたが、その誤りが起きた理由を示していない。そのため、『通鑑』を初めとする諸書は誤りをそのまま踏襲してしまつてゐるのである。

(佐藤 良)

## 〔原文〕

### 5 薄后陳后不書立

景帝七年廢皇后薄氏武帝元光五年皇后陳氏廢不書其立於前遽書其廢於後斯爲漏脫無疑然考漢書諸帝紀凡即位後必書曰立皇后某氏而薄陳二后獨不書殊不可解倘因伉儷不終而略之則宣帝之霍后不過五年而見廢何以當其甫立而卽大書之也綱目之失書蓋仍通鑑之缺略而通鑑又仍漢書之缺略耳

【書せ下つ】

5 薄后・陳后立つるを書せず

景帝七年、皇后薄氏を廢す。武帝元光五年、皇后陳氏廢せらる。其の立つるを前に書せず、遽かに其の廢するを後に書するは、斯ち漏脱爲ること疑無し。然れども漢書諸帝紀を考ふるに、凡そ即位の後、必ず書して「皇后某氏を立つ」と曰ふ。而るに薄・陳二后獨り書せざるは、殊に解す可からず。倘し伉儷終はらざるに因りて之を略すれば、則ち宣帝の霍后、五年を過ぎずして廢せらるに、何を以て其の甫めて立つるに當たりて即ち之を大書するや。綱目の失書は、蓋し通鑑の缺略に仍り、而して通鑑も又漢書の缺略に仍るのみならん。

【語注】

○景帝七年皇……皇后薄氏が廢されたのは、『漢書』『通鑑』『綱目』とも、景帝六年の九月。皇后陳氏が廢されたのは、『漢書』『通鑑』『綱目』とも元光五年の七月。『漢書』は卷五景帝紀・卷六武帝紀、『通鑑』は卷第十六、漢紀八、孝景皇帝下・卷第十八、漢紀十、世宗孝武皇帝上之下、『綱目』は卷四に見える。なお、『御批資治通鑑綱目』卷四景帝七年所引汪克寬の『考異』に「按景帝即位以來不書立皇后薄氏、蓋漏。」と有る。○宣帝の霍后……『漢書』卷八、宣帝紀、本始四年に「三月乙卯、立皇后霍氏。」と有り、『通鑑』卷第二十四、漢紀十六、中宗孝宣皇帝上之上、本始四年に「春三月乙卯、立霍光女爲皇后。」と、『綱目』卷五に「四年春三月、立大將軍光女爲皇后。」と見える。

【現代語譯】

景帝の七年、皇后薄氏を廢した。武帝元光五年、皇后陳氏が廢された。皇后に立てたことを前に書かず、突然廢したこ

とを後に書くのは、書き漏らしであることは疑無い。しかしながら『漢書』の諸帝紀（の體例）を考えると、すべて（皇帝の）即位の後には、必ず「皇后某氏を立つ」と書いている。それなのに薄・陳二后だけ書かないのは、まったく不可解である。もし夫婦として終わらなかつたために皇后に立てたことを略したのであれば、宣帝の霍后は、（皇后に立つて）五年を過ぎずに廢されたのに、何故初めに皇后に立てた時にそのことを大書しているのか。『綱目』の書き損じは、おそらく『通鑑』の不備に起因し、そして『通鑑』も又『漢書』の不備に従っただけなのであろう。

（栗栖亞矢子・田中良明）

## 【原文】

### 6 太初元將

哀帝建平二年大赦改元太初按漢書哀帝紀待詔夏賀良等言赤精子之讖漢家歷運中衰當再受命宜改元易號乃詔以建平二年爲太初元將元年號曰陳聖劉太平皇帝太初元將者四字號也後世如光武之建武中元魏太武之太平眞君唐武后之天册萬歲及萬歲通天宋太宗之太平興國眞宗之中祥符徽宗之建中靖國皆其例也若節去元將二字則與武帝之號相犯矣哀帝之改元雖不旋踵而復然當其改之之始必不自復其先朝也元將二字應照本紀增入爲是

## 【書中下二】

### 太初元將

哀帝建平二年に、「大赦し、太初と改元す。」と。按ずるに、漢書哀帝紀に、「待詔夏賀良等赤精子の讖を言ひ、『漢家の歷運中ごろ衰へ、當に再び命を受くべく、宜しく元を改め號を易ふべし』と。」と。乃ち詔し建平二年を以て太初元將

元年と爲し、號して陳聖劉太平皇帝と曰ふ。太初元將なる者は四字の號なり。後世の光武の建武中元・魏の太武の太平眞君・唐の武后の天册萬歲及び萬歲通天・宋の太宗の太平興國・眞宗の大中祥符・徽宗の建中靖國の如きは皆其の例なり。若し元將二字を節去すれば則ち武帝の號と相犯せり。哀帝の改元は旋踵ならずして復すと雖も、然れども其の之を改むの始めに當りては必ず自ら其の先朝に複せざるなり。元將二字應に本紀に照らして増入すべきを是と爲す。

### 【語注】

○哀帝建平二……『通鑑』卷三十四に「詔大赦天下、以建平二年爲太初元年、號曰陳聖劉太平皇帝」と有り、『綱目』卷七に、「大赦、改元太初。更號陳聖劉太平皇帝。」と有る。○漢書哀帝紀―『漢書』卷十一。

### 【現代語譯】

（『資治通鑑綱目』の）哀帝建平二年に、「大赦して、太初と改元した。」と有る。考えてみるに、『漢書』哀帝紀には、「待詔の夏賀良等が赤精子の讖によって進言して、漢家の曆運は途中で衰亡するので、再び天命を受けるべきであり、年號と尊號を改めたほうがいいです、とした。」と有る。そこで詔が下されて建平二年を太初元將元年として、尊號は陳聖劉太平皇帝と言った。太初元將というのは四字の年號である。後世の（後漢の）光武帝の建武中元・魏の武帝の太平眞君・唐の武后の天册萬歲と萬歲通天・宋の太宗の太平興國・眞宗の大中祥符・徽宗の建中靖國といったものは皆その例である。もし元將の二字を削り去ってしまうと、武帝の年號（太初）と抵觸することになる。哀帝の改元はすぐさま元の年號に戻したが、しかし改元する始めには必ずその先朝の年號に重複しないようにするものである。元將の二字は、本紀と照らし合わせて（これを）増入すべきとするのが正しい。

【原文】

7 卓茂非仕於莽朝

延熹八年詔壞諸淫祀特留洛陽王渙密縣卓茂二祠馮氏質實云卓茂宛人王莽時爲密令教化大行云云今按茂本傳其爲令也在莽秉政之前其去官也在莽居攝之始見幾而作不汚僞命馮氏乃稱其爲令於莽時不幾厚誣正士耶當亟正之「齊武帝永明五年魏高祐言卓茂行化蝗不入境集覽謂在光武時亦誤也」

【書き下し文】

7 卓茂は莽朝に仕ふるに非ず

延熹八年、詔して諸淫祀を壞ち、特だ洛陽の王渙・密縣の卓茂の二祠を留む。馮氏の質實に「卓茂は、宛の人、王莽の時密の令と爲り、教化大に行はる。」云云と。今茂の本傳を按ずるに、其の令と爲るや、莽の政を乘るの前に在り。其の官を去るや、莽の居攝の始めに在り。幾を見て作し、僞命に汚れず。馮氏乃ち其の令と爲るを莽の時に稱するは、厚く正士を誣ひるに幾からざるや。當に亟やかに之を正すべし。「齊の武帝永明五年、魏の高祐言ふ「卓茂化を行ひ、蝗境に入らず。」と。集覽に謂ふ「光武の時に在り。」と。亦た誤りなり。」

【語注】

○延熹八年詔……『資治通鑑綱目』卷十一の綱延熹八年に「詔壞諸淫祀。」と有り、目に「特留洛陽王渙・密縣卓茂二祠。」

と有る。○洛陽の王渙……王渙は、字は稚子、廣漢郡郿の人。『後漢書』列傳第六十六、循吏傳に傳有り。本傳に、「永元十五年、從駕南巡、還爲洛陽令。以平正居身、得寬猛之宜。其冤嫌久訟、歷政所不斷、法理所難平者、莫不曲盡情詐、壓塞羣疑。又能以譎數發擿姦伏。京師稱歎、以爲渙有神筭。元興元年、病卒。百姓市道莫不咨嗟。男女老壯皆相與賦歎、致奠醴以千數。渙喪西歸、道經弘農、民庶皆設饗於路。吏問其故、咸言平常持米到洛、爲卒司所鈔、恆亡其半。自王君在事、不見侵枉、故來報恩。其政化懷物如此。民思其德、爲立祠安陽亭西、每食輒弦歌而薦之。」と有る。○密縣の卓茂……卓茂は、字は子康、南陽宛の人。『後漢書』卓茂傳第十五に傳有り。本傳に、「初辟丞相府史、事孔光、光稱爲長者。時嘗出行、有人認其馬。茂問曰、『子亡馬幾何時。』對曰、『月餘日矣。』茂有馬數年、心知其謬、嘿解與之、挽車而去。顧曰、『若非公馬、幸至丞相府歸我。』他日、馬主別得亡者、乃詣府送馬、叩頭謝之。茂性不好爭如此。後以儒術舉爲侍郎、給事黃門、遷密令。」と有る。○馮氏の質實……『御批資治通鑑綱目』卷十一所引馮智舒の『質實』に、「一統志云、『王渙、郿人。桓帝時、累官洛陽令、爲政得寬猛之宜、及卒百姓追思爲之立祠。卓茂、宛人。王莽時爲密令、教化大行、光武即位、徵爲太傅。及卒詔立祠祀之。』と有る。又、『後漢書』列傳第六十六、循吏傳に「延熹中、桓帝事黃老道、悉毀諸房祀、唯特詔密縣存故太傅卓茂廟、洛陽留王渙祠焉。」と有る。○今茂の本傳……『後漢書』卓茂傳第十五に、「平帝時、天下大蝗、河南二十餘縣皆被其災、獨不入密縣界。」と有り、卓茂が密縣の令に就いていたのは、平帝期であつたと思われる。○齊の武帝永……『資治通鑑綱目』卷二十八、永明五年十二月の目に、「魏主問秘書令高祐曰、『何以止盜。』對曰、『昔宋均立德、猛虎渡河、卓茂行化、蝗不入境。况盜賊人也、苟守宰得人治、化有方止之易矣。』」と有る。○集覽に謂ふ……『御批資治通鑑綱目』卷二十八所引王幼學の『集覽』に、「宋均立德、均字叔庠、漢明帝時遷九江太守、郡多虎暴。均曰『虎爲民害、咎在殘吏。當務退姦貪。』厥後虎皆東遊渡江。卓茂行化、茂字子康、漢光武時爲河南密縣令、時天下大蝗、獨不入密境。」と有る。



【現代語譯】

『通鑑綱目』の延熹八年に、「詔が出されて様々な淫祀を壊した。洛陽の王渙・密縣の卓茂の二祠だけは殘された。」とある。馮氏の『質實』に「卓茂は、宛の人で、王莽の時に密縣の令と爲り、教化が大に行われた。」云云と言っている。今卓茂の本傳に考えてみると、彼が密縣の令となったのは、王莽が政權を握るの前のことである。彼が其の官を去ったのは、王莽が孺子嬰を即位させた居攝年間の初めである。機會を見て行動し、偽の命令に従わなかったのである。馮氏が卓茂が密縣の令であったのを王莽の時というのは、大いに正士を蔑ろにすることではないか。まことに速やかにこれを正さなければならぬ。「齊の武帝永明五年に、魏の高祐は、「卓茂が教化を行っていた時は、蝗が縣境に入らなかつた。」と言っている。集覽はそれを「光武帝の時のことである。」と言っている。これもまた誤りである。」

(石井靖朗)

【原文】

8 鐘繇

獻帝初平三年分注黃門侍郎鐘繇集覽云繇古由字或音宙按世說晉文帝嘲鐘會曰與人期行何以遲遲望鄉遙遙不至劉孝標注會父名繇故以遙遙戲之又景王嘲鐘毓曰臯繇何如人對曰古之懿士據此則繇字當讀餘韶切

【書下】

8 鍾繇

獻帝\*の初平三年の分注に「黃門侍郎鍾繇」と。集覽に云ふ「繇は、古の由字、或いは音宙。」と。按\*ずるに世說に「晉

の文帝鍾會を嘲けりて曰く、『人と行を期するに、何をか以て遲遲たり。郷を望むに、遙遙として至らず。』と。劉孝標の注に「會の父の名は繇、故に遙遙を以て之に戲むるなり。」と。又景王鍾毓を嘲りて曰く、「皋繇は何如なる人ぞ。」と。對へて曰く、「古の懿士なり。」と。此に據れば則ち繇字は當に餘韶の切に讀むべし。

### 【語注】

○獻帝の初平……『資治通鑑綱目』卷十二下に、「冬十月、以劉表爲荊州牧。曹操遣使上書。」と有り、その分注に「操使黃門侍郎鍾繇說曰、方今英雄竝起、各矯命專制、唯曹兗州乃心、王室而逆其忠。欸非所以、副將來之望也。催汜從之。繇皓之曾孫也。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引王幼學の『集覽』に「鍾繇姓名、繇古由字、或音宙。」と有り。○按ずるに世……『世說新語』卷下之下、排調第二十五に、「晉文帝與二陳共車、過喚鍾會同載、即駛車委去。比出、已遠。既至、因嘲之曰、『與人期行、何以遲遲。望卿遙遙不至。』會答曰、『矯然懿實、何必同群。』帝復問會、『皋繇何如人。』答曰、『上不及堯・舜、下不逮周・孔・亦一時之懿士。』と有り、劉孝標の注に、「二陳騫與泰也。會父名繇、故以遙遙戲之。騫父矯、宣帝諱懿、泰父羣、祖父寔、故以此酬之。」と有り。○景王鍾毓を……『世說新語』卷下之下、排調第二十五に、「鍾毓爲黃門郎、有機警、在景王坐燕飲。時陳群子玄伯、武周子元夏同在坐、共嘲毓。景王曰、『皋繇何如人。』對曰、『古之懿士。』顧謂玄伯・元夏曰、『君子周而不比、群而不黨。』」と有り。

### 【現代語譯】

『通鑑綱目』の獻帝の初平三年の分注に、「黃門侍郎鍾繇」とある。『集覽』に「繇は、古の由の字であり、または宙と發音する。」と言っている。考えるに『世說新語』に「晉の文帝が鍾會を嘲笑して、『人と同行を約束しておきながら、

どうしてぐずぐずしていたのか。郷を望み見ても、遙遙として中々着かなかつたではないか。」と言った。」とある。劉孝標の注に「鍾會の父の名は繇である、それで遙遙と言つてからかつたのである。」とある。又景王が鍾毓を嘲笑して、「繇はどのような人物であつたか。」と言つた。鍾毓は、「古代の良き人物である。」と答えた。これに據ればつまり繇の字は當然餘韶の切の音で讀むべきだ。

(石井靖朗)

## 【原文】

### 9 立曹操女爲后

西漢平帝元始三年春聘安漢公莽女爲皇后劉氏書法云立后書氏恒也書安漢公莽女何權所在也東漢獻帝建安二十年春正月立貴人曹氏爲皇后書法云此其不書立魏公操女何命自上出也伏后之弑帝益麤矣於是立其女爲后將以自媚於操也按劉氏之說善矣猶有未盡者魏公操納三女爲貴人既大書於十八年之七月次年又書弑皇后伏氏則今之所立但稱曹氏而卽知爲魏公操之女實與二元始所書無異也獨是莽女以父之篡而稱疾不起至赴火以自焚操女以兄之篡而涕泣橫流知皇天之不祚綱目著莽女之節而竟沒操女之賢殊爲缺漏矣

## 【書カドク】

### 9 曹操の女を立て后と爲す

西漢<sup>\*</sup>平帝の元始三年春、「安漢公莽の女を聘して皇后と爲す。」と。劉氏の書法に云ふ、「后を立つるに氏を書するは、恒なり。安漢公莽の女と書するは何ぞや。權の在する所なればなり。」と。東漢<sup>\*</sup>獻帝の建安二十年春正月、「貴人曹氏を

立て皇后と爲す。」と。書法に云ふ、「此れ其の魏公操の女と書せざるは何ぞや。命上より出づればなり。伏後の弑、帝益々糜糜とす。是に於いて其の女を立て后と爲すは、將に以て自ら操に媚んとするなり。」と。按ずるに劉氏の説は善しきも、猶ほ未だ盡くせざる者有り。魏公<sup>\*</sup>操三女を納めて貴人と爲すは、既に十八年の七月に大書し、次年又皇后伏氏を弑するを書せば、則ち今の立つる所は但だ曹氏と稱するのみなるも、即ち魏公操の女爲るを知れば、實に元始の書する所と異なる無きなり。獨り是れ莽<sup>\*</sup>の女は父の篡を以て而して疾と稱し起たず、火に赴き以て自ら焚くに至る。操<sup>\*</sup>の女は兄の篡を以て而して涕泣横流し、皇天の不祚を知る。綱目莽の女の節を著し、而るに竟に操の女の賢を没するは、殊に缺漏爲り。

## 【語注】

○西漢平帝の……『資治通鑑綱目』卷八。『御批資治通鑑綱目』卷八上所引劉友益の『書法』に「立后書氏、恒也。書安漢公莽女何。權所在也。故權在於光、則書立大將軍光女。權在於莽、則書聘安漢公莽女。權臣一轍也。然則霍后止書立、此則曷爲書聘。厚聘也。終綱目書立某女爲皇后二、而書聘者一而已矣。」と有る。○東漢獻帝の……『資治通鑑綱目』卷十四。『御批資治通鑑綱目』卷十四所引劉友益の『書法』に「嘗書立大將軍光女爲皇后矣。又書立安漢公莽女爲皇后矣。此其不書立魏公操女何。命自上出也。其自上出何。伏后之弑、帝益凜凜矣。於是立其女爲皇后、帝將求以自媚於操也。不亦可悲甚哉。」と有る。○魏公操三女……『資治通鑑綱目』卷十四。なお、『御批資治通鑑綱目』卷十四所引劉友益の『書法』に「妃妾不書、此其書何。譏也。劉聰納劉殷三女爲貴嬪、書漢主納此。則曷爲以操納書。非帝意也。於是帝所皆操耳目、又納三貴人焉、操之心可知矣。特書操納、誅心也。書妃妾始此、終綱目書命納妃妾十。是年魏公操女三貴人、晉懷帝永嘉六年漢主聰三貴嬪、唐太宗貞觀八年鄭充華、十一年武才人、高宗永徽五年武昭儀、中宗景龍二年上官昭容、

玄宗天寶四載楊貴妃、肅宗至德二載張淑妃、五代辛卯年後唐王淑妃、癸卯年閏尙賢妃。皆譏也。惟鄭氏爲充華爲美辭至。以下納上爲文者、魏公操一人而已。」と有る。○莽の女は父……『資治通鑑綱目』卷八、新莽始建國二年に「更號定安太后、曰黃皇室主。」と有り、その目に「太后年末二十、自劉氏廢常稱疾不朝會。莽欲嫁之乃更號爲黃皇室主、欲絕之於漢、令孫建世子盛飾將醫問疾。太后大怒因發病不肯起。」と有り、同、漢帝玄更未始元年に「遣上公王匡攻洛陽、大將軍申屠建攻武關、析人鄧曄起兵開關迎建。九月、入長安。孝平皇后自焚崩。衆共誅莽、傳首詣宛。」と有り、又『漢書』卷九十七下、外戚傳第六十七下、孝平王皇后傳に「及漢兵誅莽、燔燒未央宮。后曰『何面目以見漢家。』自投火中而死。」と有る。○操の女は兄……『後漢書』皇后紀第十下、獻穆曹皇后紀に「魏受禪、遣使求靈綬。后怒不與。如此數輩、后乃呼使者入、親數讓之、以靈抵軒下。因涕泣橫流曰『天不祚爾。』左右皆莫能仰視。」と有る。

### 【現代語譯】

（『通鑑綱目』は）西漢平帝の元始三年春に、「安漢公莽の娘を召して皇后とした。」とある。劉氏の『書法』は「皇后を立てるのに氏を書くのが、常例である。安漢公莽の娘と書くのは何故か。權力の所在であるからだ。」と言っている。東漢獻帝の建安二十年春正月に、「貴人の曹氏を立てて皇后とした。」とある。『書法』は「ここに魏公操の娘と書かないのは何故か。命令が上（獻帝）から出ているからである。伏皇后が弑殺され、獻帝は益々怯えていた。ここで曹操の娘を立てて皇后にしたのは、獻帝自ら曹操に媚びようとしたのである。」と言っている。考えてみるに劉氏の説は善しきを得ているが、まだ言い盡くせていない點が有る。魏公曹操が三人の娘を後宮に納めて貴人としたことは、すでに建安十八年の七月に大書されており、その翌年に又皇后伏氏を弑殺したことを書いているので、つまり今の立てた皇后をただ曹氏と稱するだけであっても、それこそが魏公曹操の娘であることが分かるので、實の所元始三年の書き方と異なる

らないのである。ただ王莽の娘は父の篡奪に對して疾と稱して朝會に出ず、火中に身を投じて燒身自殺することになった。曹操の娘は兄の篡奪に對して涙を流し、天が曹氏に福を與えないことを理解していた。『綱目』が王莽の娘の節義を著しながら、とうとう曹操の娘の賢明さを書かなかつたのは、なんとも粗略である。

(栗栖亞矢子・田中良明)

## 〔原文〕

10周撫

元帝大興元年彭城内史周撫叛降石勒詔下邳内史劉遐泰山太守徐龕討之二年春遐龕擊周撫斬之質實於元年條下註云周撫潯陽人訪之子按晉書周訪傳訪長子撫強毅有父風始爲王敦爪牙後從溫嶠討蘇峻又屢平蜀亂官至鎮西將軍哀帝興甯三年卒〔綱目於興甯三年六月書益州刺史周撫卒〕曷嘗有叛降石勒事又考劉遐及蔡豹傳沛人周堅一名撫以彭城叛石勒遣騎援之詔遐與蔡豹徐龕共討撫戰於寒山撫敗走龕將于藥斬之是叛晉而被誅者沛之周撫非潯陽之周撫也質實不分涇渭混注訪子遂令道和蒙反賊之名紕繆不亦甚乎後至永昌元年王敦殺甘卓以從事周撫代卓鎮河中質實又云周撫潯陽人訪之子既是同一周撫豈有已被斬而復鎮沔者耶可爲一笑

## 【書キトコ】

10周撫

\*元帝大興元年、彭城の内史周撫叛して石勒に降る。下邳の内史劉遐・泰山太守徐龕に詔して之を討たしむ。二年春、遐・龕周撫を撃ち之を斬る。質實は元年の條の下の註に、「周撫は潯陽の人。訪の子。」と云ふ。按ずるに、晉書周訪傳に、

訪の長子撫は、「強毅にして父の風有り。始め王敦の爪牙と爲り、後、温嶠に從ひ蘇峻を討ち、又、屢々蜀の亂を平げ、官は鎮西將軍に至り、哀帝興甯三年に卒す。」〔綱目\*は興甯三年六月に於いて「益州刺史周撫卒す」と書す。〕と。曷ぞ嘗て叛して石勒に降る事有らん。又考ふるに、劉遐\*及び蔡豹傳に、「沛人周堅、一名撫、彭城を以て叛し、石勒騎を遣りて之を援く。遐と蔡豹・徐龕に詔して共に撫を討たしめ、寒山に戦ひ、撫敗れ走り、龕の將干蘂之を斬る。」と。是れ晉に叛して誅せらる者は沛の周撫、潯陽の周撫に非ざるなり。質實は涇渭を分たず、混して「訪の子」と注し、遂に道をして反賊の名を蒙らしむ。紕繆すること亦た甚しからずや。後、永昌\*元年に至り、王敦甘卓を殺し、從事周撫を以て卓に代はり沔中を鎮せしむ。質實に又「周撫は潯陽の人。訪の子。」と云ふは、既に是れ同一の周撫、豈に已に斬られて復た沔に鎮する者有らんや。一笑を爲す可し。

### 〔語注〕

○元帝大興元……『資治通鑑綱目』卷十八、大興元年十二月に、「彭城内史周撫叛降石勒。詔下邳内史劉遐・泰山太守徐龕討之。」と有り、同卷十九に、「二年春二月、劉遐・徐龕擊周撫斬之。」と有る。○質實は元年……『御批資治通鑑綱目』卷十八所引「質實」に、「周撫潯陽人、訪之子。」と有る。○晉書周訪傳……『晉書』卷五十八、列傳第二十八、周訪傳に「二子、撫・光。撫字道和。強毅有父風、而將御不及。……王敦命爲從事中郎、與郗嶽俱爲敦爪牙。……咸和初、司徒王導以撫爲從事中郎、出爲寧遠將軍・江夏相。蘇峻作逆、率所領從温嶠討之。……後代毋丘奥監巴東諸軍事・益州刺史・假節、將軍如故。……永和初、桓温征蜀、進撫督梁州之漢中巴西梓潼陰平四郡軍事、鎮彭模。撫擊破蜀餘寇隗文・鄧定等、斬偽尙書僕射王誓・平南將軍王潤。以功遷平西將軍。……升平中、進鎮西將軍。在州三十餘年、興寧三年卒、贈征西將軍、諡曰襄。」と有る。○綱目は興甯……『資治通鑑綱目』卷二十一。○劉遐及び蔡……『晉書』卷

八十一蔡豹傳第五十一に、「是時、太山太守徐龕與彭城內史劉遐同討反賊周撫於寒山、龕將于藥斬撫。及論功而遐先之。龕怒、以太山叛、自號安北將軍・兗州刺史、攻破東莞太守侯史旌而據其塢。石季龍伐之、龕懼求降、元帝許焉。既而復叛歸石勒」云々。と有り、同卷劉遐傳に、「初、沛人周堅、一名撫、與同郡周默因天下亂、各爲塢主、以寇抄爲事。默降祖逖、撫怒、遂襲殺默、以彭城叛、石勒遣騎援之。詔遐領彭城內史、與徐州刺史蔡豹・太山太守徐龕共討撫、戰於寒山、撫敗走。詔徙遐爲臨淮太守。徐龕復反、事平、以遐爲北中郎將・兗州刺史。」と有る。○永昌元年に：『資治通鑑綱目』卷十九に「五月、敦殺甘卓。」と有り、その目に「卓家人皆勸卓備敦、卓不從、悉散兵佃作。襄陽太守周慮承敦意、襲殺之、傳首於敦。敦以從事周撫代卓、鎮河中。敦既得志暴慢滋甚、四方貢獻多入其府。將帥岳牧皆出其門、以沈充・錢鳳爲謀主、二人所譖無不死者。」と有り、『御批資治通鑑綱目』卷十九所引『質實』に、「周撫潯陽人、訪之子。」と有る。

#### 〔現代語譯〕

（『資治通鑑綱目』に）、「元帝大興元年、彭城の內史周撫が叛亂を起こして石勒に降つた。下邳の內史劉遐・泰山太守の徐龕に詔して周撫を討伐させた。二年春、劉遐と徐龕は周撫を撃ち敗り、斬つた。」（と有る。）『質實』は元年の條の下の註に、「周撫は潯陽の人。訪の子。」と言っている。考えてみるに、『晉書』周訪傳には、「訪の長子撫は、意志が強く父訪に似ていた。始めは王敦の爪牙となり、後には、溫嶠に従つて蘇峻を討ち、又、屢々蜀の亂を平げ、官は鎮西將軍に至り、哀帝興寧三年に卒した。」「綱目』は興寧三年六月に「益州刺史周撫卒す」と書いている。」と有る。どうしてそれ以前に叛亂を起こして石勒に降る事が有つたのだろうか。又考えてみると、劉遐と蔡豹の傳に、「沛人の周堅、またの名を撫という者が、彭城を據り所として叛亂を起こし、石勒は騎兵を遣わしてりて周撫を援助した。劉遐と蔡豹・徐



龕に詔を下して共に周撫を討伐させ、寒山で戦い、周撫は敗走し、徐龕の部將の干藥が周撫を斬った。」とある。これは、晋に叛亂を起こして誅殺された者は沛の周撫であり、潯陽の周撫ではない。『質實』は涇水と渭水を區別せず、一混ぜにして「訪の子」と註釋を加えて、そのまま道和（潯陽の周撫の字）に反賊の名を被らせてしまった。事を誤るになんと甚だしいことであろうか。後、永昌元年に至り、王敦は甘卓を殺し、從事中郎であつた周撫に、甘卓に代つて沔中を鎮禦させた。（『綱目』のこの箇所で、『質實』に又「周撫は潯陽の人。訪の子。」と言っているのは、最早（大興元年の周撫と）同一の周撫であるが、どうして（大興二年に）既に斬られておいて、いままた沔を鎮禦する者がいるだらうか。とんだ笑い話である。

（田中良明）

## 〔原文〕

### 11 惡奴郎

孝武帝太元八年慕容垂叛苻堅遣人告其子農等使起兵農遂將數十騎微服出鄴奔列人止於烏桓魯利家利爲之置饑農笑而不食利謂其妻曰惡奴郎貴人家貧無以饑之奈何妻曰郎有雄才大志非爲飲食來也集覽云惡奴魯利呼其妻名正誤則云此乃戲罵其妻之辭非名也按晉孝武帝紀太元十九年冬十月慕容垂遣其子惡奴寇虜邱載紀則云使慕容農略地河內攻虜邱克之是惡奴卽慕容農也陸龜蒙小名錄慕容農小字惡奴然則惡奴者猶棘奴「冉閔」胡奴「呂超」之類而稱之爲惡奴郎者猶買德郎「桓沖」鎮惡郎「桓石虔」之類非魯利之呼妻也王陳兩說俱失之

【書ヤトコ】

11 惡奴郎

孝武帝太元八年、慕容垂苻堅に叛し、人を遣はし其の子農等に告げしめ、兵を起こさしむ。農遂に數十騎を將て微服して郷を出づ。列人に奔り、烏桓の魯利の家に止まる。利之が爲に饌を置くも、農笑ひて食はず。利其の妻に謂ひて曰く「惡奴郎は貴人、家貧しく以て之に饌ふること無きは、奈何せん。」と。妻曰く「郎は雄才大志有り、飲食の爲に來たるに非ざるなり。」と。集覽に云ふ「惡奴は、魯利其の妻の名を呼ぶ。」と。正誤に則ち云ふ、「此れ乃ち其の妻に戯れ罵るの辭なり、名に非ざるなり。」と。按ずるに晉孝武帝紀太元十九年に「冬十月、慕容垂其の子惡奴を遣りて廩邱を寇せしむ。」と。載紀に則ち云ふ「慕容農をして地を河内に略し、廩邱を攻めしめ、之に克つ。」と。是れ惡奴は即ち慕容農なり。陸龜蒙の小名錄に「慕容農の小字は惡奴。」と。然らば則ち惡奴なる者は猶ほ棘奴「冉閔」・胡奴「呂超」の類がごときにして、之を稱して惡奴郎と爲す者は、猶ほ買德郎「桓沖」・鎮惡郎「桓石虔」の類のごとし。魯利の妻を呼ぶに非ざるなり。王・陳の兩説俱に之を失す。

【語注】

○孝武帝太元……『資治通鑑綱目』卷二十一「垂叛秦與斌合」の目に「垂）遣人告農等使起兵、農等遂以晦日將數十騎微服出鄴奔列人、止於烏桓魯利家。利爲之置饌、農笑而不食、利謂其妻曰、『惡奴郎貴人、家貧無以饌之、奈何。』妻曰、『郎有雄才大志、今無故而至必將有異、非爲飲食來也。君亟出遠望、以備非常。』と有り、『御批資治通鑑綱目』所引王幼學の『集覽』に「惡奴句絶、魯利呼其妻名。云郎貴人、郎猶稱郎君、指慕容農也。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引陳濟の『正誤』には「惡奴、今按此乃戲罵、其妻之辭非名也。」と有り。○晉孝武帝紀……『晉書』卷九、孝武帝

紀第九に「冬十月、慕容垂遣其子惡奴、寇廩丘。」と有る。○載紀に則ち……『晉書』卷一百二十三、載記第二十三に「(垂)使慕容農略地河南、攻廩丘・陽城、皆克之。」と有る。○陸龜蒙の小……『說郛』卷七十七に收める『小名錄』に「後燕慕容農、小字惡奴。」と有る。○然らば則ち……『說郛』卷七十七に收める『小名錄』に再閱は「……爲冉閔滅畧盡、閔小字棘奴。」と有り、『晉書』載記第七冉閔に「閔字永曾、小字棘奴、季龍之養孫也。」と有る。桓沖は「爲質幸爲養買得郎「沖小字。」と有り、『晉書』卷七十四、桓沖傳第四十四に「幸爲養買得郎。買得郎、沖小字也。」と有る。鎮惡郎桓石虔は桓鎮惡と題し、「桓石虔小字鎮惡。」と有り、『晉書』卷七十四、桓石虔傳第四十四に「石虔小字鎮惡。」と有り、『世說新語』中卷下、豪爽第十三に「桓石虔、司空豁之長庶也。小字鎮惡。年十七八未被擧、而童隸已呼爲鎮惡郎。」と有る。又、胡奴は陔餘叢考では呂超を擧げているが、『小名錄』は東晉の陶範を擧げて「陶胡奴「範小字。」」と記載されている。『晉書』卷九十二、袁宏傳第六十二に「(陶)侃子胡奴嘗於曲室抽刃問宏曰、『家君勳跡如此、君賦云何相忽。』」と有り、又『晉書』卷一百二十二、載記第二十二呂纂に「超小字胡奴、竟以殺纂。」と有り、胡奴は二人いたことがわかる。

### 【現代語譯】

『通鑑綱目』の孝武帝太元八年に、慕容垂が苻堅に謀叛を起こし、人を派遣して其の子の慕容農らに告げて、兵を起こさせた。慕容農は數十騎を従えて、粗末な恰好をして鄴都を出た。列人に向かい、烏桓の魯利の家に至った。利が慕容農をもてなそうとしたが、慕容農はただ笑っただけで食べなかつた。利は其の妻に向かつて、「惡奴郎は、身分が高く、我が家は貧しい。彼に薦めるようなものが無いのは一體どうしようか。」と言った。妻は「慕容農は雄才と大志がある人ですから、飲食のために來た譯ではない。」と言った。『集覽』には「惡奴は魯利がその妻の名を呼んだのである。」

と言ひ、『正誤』には「これは妻をからかつて罵つた言葉で、名前ではない。」と言つてゐる。考えるに『晉書』の孝武帝紀太元十九年に「冬十月、慕容垂はその子の惡奴を派遣して廩丘の地を攻めさせた。」、載記には「慕容農に河内の地を侵略させ、廩丘の地を攻めさせてこれに勝つた。」と言つてゐる。これは惡奴はつまり慕容農のことである。陸龜蒙の『小名錄』に「慕容農、幼名は惡奴である」と言つてゐる。そうであるならば惡奴とはちようど棘奴（冉閔）、胡奴（呂超）の類のようなものである。そして惡奴のことを惡奴郎というのは、ちようど買徳郎（桓沖）、鎮惡郎（桓石虔）の類のようなものであり、魯利が妻を呼んだものではない。王幼學の『集覽』も陳濟の『正誤』もともにまちがえてゐる。

（石井靖朗）

## 【原文】

12 高密王恢之

安帝義熙十二年詔遣司空高密王恢之修謁五陵定宇陳氏曰高密郡名綱目無此例二字合刪去按此句若去高密二字是直以王恢之爲姓名矣不知此晉之宗室高密王其爵恢之其名也晉書宗室傳彭城穆王權之玄孫俊出嗣高密王畧薨子純之立薨子恢之立義熙末以給事中兼太尉修謁洛陽園陵「太尉安帝紀作司空按是時劉裕爲太尉豈容高密謙之當從帝紀爲是」是高密王爲司馬恢之之封爵了然可知若依上文所書琅瑯王德文修敬山陵之例則此句當去司空二字不當去高密二字也「時德文爲大司馬領司徒」蓋修謁園陵朝廷重事故伐秦之始既命琅瑯與劉裕偕行至是既克洛陽復特遣宗藩展其誠敬耳陳氏欲去高密二字亦不思之甚矣

## 【書キルト】

12 高密王恢之

安帝義熙十二年、詔して司空高密王恢之を遣り五陵に修謁せしむ。定宇陳氏曰く「高密は、郡名。綱目に此の例無ければ、二字合に刪去すべし。」と。按ずるに此の句若し高密二字を去らば、是れ直だ王恢之を以て姓名と爲すのみ。知らず、此れ晉の宗室、高密王は其の爵、恢之は其の名なるを。晉書宗室傳に「彭城穆王權の玄孫俊出でて高密王罽を嗣ぐ。罽じ、子の純之立つ。罽じ、子の恢之立つ。義熙の末給事中を以て太尉を兼ね、洛陽の園陵に修謁す〔太尉は、安帝紀司空に作る。按ずるに是の時劉裕太尉爲れば、豈に高密之を兼ね容けんや。當に帝紀に従ふを是と爲すべし。〕」と。是れ高密王は司馬恢之の封爵爲ること、了然として知る可し。若し上文書する所の「琅琊王德文山陵に修敬す」の例に依らば、則ち此の句は當に司空の二字を去るべく、當に高密の二字を去るべからざるなり〔時に德文大司馬と爲り司徒を領す。〕蓋し園陵を修謁するは、朝廷の重事なれば、故に秦を伐つの始め、既に琅琊と劉裕とに命じ偕に行かしめ、是に至り既に洛陽に克ち、復た特に宗藩を遣り其の誠敬を展べしむのみ。陳氏高密二字を去らんと欲するは、亦た思はざるの甚しきなり。

### 〔語注〕

○安帝義熙十……『資治通鑑綱目』卷二十四に「(十月) 詔遣司空高密王恢之脩謁五陵。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引『考異』に「定宇陳氏曰、『高密、郡名。綱目無此例。二字合刪去。』」と有る。○定宇陳氏一元の陣櫟のこと。彼の居堂を定宇と言ひ、因つて定宇先生と稱されている。○晉書宗室傳……『晉書』卷三十七、列傳第七、宗室傳、彭城穆王權傳。○安帝紀司空……『晉書』卷十、安帝紀、義熙十二年に「冬十月丙寅、姚泓將姚光以洛陽降。己丑、遣兼司空・高密王恢之修謁五陵。」と有る。なお、劉裕が太尉となるのは義熙四年九月(『宋書』卷一、武帝紀)。○上文書する……『資治通鑑綱目』卷二十四に、「(義熙十二年) 三月、太尉裕自加中外大都督、戒嚴伐秦。詔遣琅邪王德文脩敬山

陵。」と有る。

### 【現代語譯】

安帝義熙十二年、詔を下して司空高密王恢之を派遣して五陵に進見させた。陳樸は「高密は、郡名である。『綱目』にこうした體例は無いので、この二字は刪去すべきである。」と言っている。考えてみるに、この句からもし高密の二字を削り去ると、それではただ王恢之というのが人の姓名ということになる。これが晉の宗室であり、高密王はその爵位、恢之はその名であることが分かっていないのだ。『晉書』宗室傳に「彭城穆王權の玄孫の俊は家を出て高密王畧を嗣いだ。權が薨去すると、子の純之が立った。純之が薨去すると、子の恢之が立った。恢之は義熙の末年に給事中の身で太尉を兼職し、洛陽の園陵に進見した」「太尉は、安帝紀では司空に作っている。考えるにこの時は劉裕が太尉なので、どうして高密王がそれを兼職できたであろうか。帝紀に従うのが正しい。」とある。これは、高密王は司馬恢之の封爵であることが、一目了然に理解できる。もし上文に書かれた「琅琊王德文山陵に拜禮した」の例に依據すれば、この句は司空の二字を削り去るべきであり、高密の二字を削り去るべきではないのである。「當時司馬德文は大司馬となって司徒を領していた。」。思うに園陵に進見するのは、朝廷の重要事項であるから、そのため秦を征伐する初めに、先に琅琊王と劉裕とに命じて一緒に行かせ、この時になって洛陽に勝利したので、再び特に宗室の一員を派遣してその恭敬の意をおしおのべさせたのである。陳氏が高密の二字を削り去ろうとしたのは、なんとも考えが足りぬことである。

(栗栖亞矢子・田中良明)

【原文】

13 記里鼓

十三年劉裕滅秦收其彝器渾儀土圭記里鼓指南車送建康集覽註記里鼓引宋仁宗天聖五年內侍盧道隆劾記里鼓車事按晉書輿服志記里鼓車駕四馬形制如司南〔即指南車〕其中有木人執椎向鼓行一里則打一椎是記里鼓之制其來已久集覽不引晉書輿取徵於後代何也

【書ヤドコ】

13 記里鼓

\*十三年、劉裕秦を滅し、其の彝器・渾儀・土圭・記里鼓・指南車を收め、建康に送る。集覽<sup>\*</sup>は記里鼓に註し、「宋仁宗天聖五年、内侍盧道隆記里鼓車を劾むるの事を引く。按ずるに、晉書輿服志に、「記里鼓車、四馬に駕し、形制司南〔即ち指南車〕の如く、其中に木人有り、椎を執り鼓に向ひ、一里行かば則ち一椎を打つ。」と。是れ記里鼓の制、其の來たるや已に久し。集覽晉書を引かず轉た徵を後代に取るは何ぞや。

【語注】

○十三年劉裕……『資治通鑑綱目』卷二十四、晉安帝義熙十三年に、「九月、太尉裕至長安、送姚泓詣建康、斬之。」と有り、その分註に、「(王) 鎮惡性貪、盜秦府庫、不可勝紀。裕至知之、以其功大不問。收秦彝器・渾儀・土圭・記里鼓・指南車、送建康。餘金帛珍寶皆以頒將士。送姚泓至建康、斬之。」と有る。○集覽は記里……『御批資治通鑑綱目』卷二十四所引『集覽』に、「彝器、左傳襄十九年以作彝器。注、彝常也。謂鍾鼎、爲宗廟之常器。渾儀、注見漢順帝陽嘉

二年。土圭、禮、地官、以土圭測土深、正日景以求地中。注、土圭所以致四時日月之景也。土圭之長、只有五寸。夏至之日、立八尺之表、其景適與土圭等、謂之地中。今潁川陽城地爲然。記里鼓、後宋仁宗天聖五年、內侍盧道隆創記里鼓車。獨轆、雙輪。廂上有兩層、各安木人、平執木槌。車行一里、下一層木人擊鼓、上平輪轉一周。車行十里、上一層木人擊鐺。一名、大章車。指南車、注見漢後主建興十三年。」と有る。又、『宋史』卷一百四十九、志第一百二、輿服一に、「記里鼓車、一名大章車。赤質、四面畫花鳥、重臺、勾闌、鏤拱。行一里、則上層木人擊鼓。十里、則次層木人擊鐺。一轆、鳳首、駕四馬。駕士舊十八人、太宗雍熙四年、增爲三十人。仁宗天聖五年、內侍盧道隆上記里鼓車之制、『獨轆雙輪、箱上爲兩重、各刻木爲人、執木槌。……』詔以其法下有司製之。」と有る。○晉書輿服志：「晉書輿服志に、「記里鼓車、駕四、形制如司南、其中有木人、執槌向鼓、行一里則打一槌。」と有る。

### 【現代語譯】

（『資治通鑑綱目』に、東晉安帝の義熙）十三年に、劉裕が後秦を滅し、その彝器・土圭・記里鼓・指南車を收め、建康に送った（と有る）。『集覽』は「記里鼓」に註を附し、「宋の仁宗の天聖五年に、内侍の盧道隆が記里鼓車を創った」という事を引用している。考えてみるに、『晉書』輿服志に、「記里鼓車、四頭の馬に繫げ、その形のきまりは司南〔つまり指南車〕のようであり、その中に木人が有り、手に椎を執り鼓に向い、（車が）一里進むと一度椎（で鼓）を打つ」と有る。これは、記里鼓の制度が、とても古くから有ったということである。『集覽』が『晉書』を引かず、いたずらに證據を後代から取ってくるのは、どうしたことであろうか。

（田中良明）



【原文】

14 王陵

宋順帝昇明元年荆襄都督沈攸之舉兵討蕭道成分註攸之見道成專制朝權心不平謂元琰曰吾甯爲王陵死不爲賈充生王陵句集覽引安國侯諫立諸呂事然擬道成於諸呂殊屬不倫矧陵無討逆之謀攸之豈以自況也陵當作凌按魏主曹芳嗣立受制於司馬懿揚州都督王凌貳於懿謀立楚王彪懿襲執之歸于京師道經賈逵廟凌呼曰賈梁道王凌是大魏之忠臣惟爾有神知之遂仰藥死蓋當典午擅權舉朝皆其羽翼而凌獨以不順見害故自許爲忠臣今順帝幼冲而道成專國廷臣皆願効驅馳攸之獨欲舉義旗故擬蕭氏於司馬而以王凌自況以賈充比蕭黨也陵爲凌之誤無疑

【書中ト下】

14 王陵

宋の順帝の昇明元年、荆襄都督沈攸之兵を舉げ蕭道成を討つ。分註に「攸之道成の朝權を專制するを見、心平かならず。元琰に謂ひて曰く『吾甯ろ王陵の死を爲すも、賈充の生を爲さず。』と。」と。「王陵」の句、集覽安國侯諸呂を立つを諫むるの事を引くも、然れども道成を諸呂に擬するは、殊に不倫に屬す。矧んや陵に討逆の謀無きをや、攸之豈に自況を以てするか。陵は當に凌に作るべし。按ずるに魏主曹芳嗣立するも、制を司馬懿に受く。揚州都督王凌懿に貳し、楚王彪を立てんと謀る。懿襲ひて之を執へ、京師に歸る。道ながら賈逵廟を經るに、凌呼びて曰く「賈梁道、王凌は是れ大魏の忠臣、惟れ爾に神有らば之を知れ。」と。遂に藥を仰ぎて死す。蓋し典午の擅權、朝を舉げて皆其れ羽翼するに當たり、而るに凌獨り以て順はずして害せらる。故に自ら許して忠臣と爲す。今順帝幼冲にして道成國を專らにし、廷臣皆驅馳を効すを願ふも、攸之獨り義旗を舉げんと欲すれば、故に蕭氏を司馬に擬し、而して王凌を以て自況し、賈充

を以て蕭の黨に比するなり。陵の凌の誤り爲ること疑無し。

### 【語注】

○宋の順帝の……『資治通鑑綱目』卷二十七に「(十一月) 宋荆襄都督沈攸之舉兵江陵、討蕭道成。」と有り、目に「初沈攸之與蕭道成同直殿省相善。至是以道成名位素出己下、一旦專制朝權、心不平。謂元琰曰『吾寧爲王陵死、不爲賈充生。』然亦未暇舉兵。」と有り、『御批資治通鑑綱目』所引『集覽』に「寧爲王陵死、漢高后欲立諸呂爲王、以問陵。陵曰『高帝刑白馬而盟曰『非劉氏而王者、天下共擊之』。於是高后奪之相權、陵遂謝病十年而薨。不爲賈充生、三國魏司馬昭專權、魏主高貴鄉公率宿衛誅之、賈充入與魏主戰、令成濟弑之。」と有る。○揚州都督王……『晉書』卷一高祖宣帝紀第一に「(嘉平二年) 兗州刺史令狐愚・太尉王凌貳於帝、謀立楚王彪。三年春正月、王凌詐言吳人塞涂水、請發兵以討之。帝潛知其計、不聽。夏四月、帝自帥中軍、汎舟沿流、九日而到甘城。凌計無所出、乃迎於武丘、面縛水次曰『凌若有罪、公當折簡召凌、何苦自來邪。』帝曰『以君非折簡之客故耳。』即以凌歸于京師。道經賈逵廟。凌呼曰『賈梁道、王凌是大魏之忠臣、惟爾有神知之。』至項、仰燭而死。收其餘黨皆夷三族、并殺彪。悉錄魏諸王公置于鄴、命有司監察、不得交關。」と有る。

### 【現代語譯】

(『資治通鑑綱目』に) 宋の順帝の昇明元年、荆襄都督の沈攸之は舉兵して蕭道成を討とうとした。(と有り) 分註に「沈攸之は蕭道成が朝廷の權勢を獨斷するのを見て、心中穩やかでは無かった。元琰に『私は王陵のような死に方をして、賈充のような生き方はするまい。』と言つてた。」とある。「王陵」の句は、『集覽』は漢の安國侯王陵が諸呂を王に立て

るのを諫めた事を引いているが、しかし蕭道成を諸呂に例えるのは、大分似つかわしくない。ましてや王陵には呂氏討伐の謀もなかったのであるから、沈攸之がどうして自らに例えようか。陵の字は凌の字に作るべである。考えてみるに、魏主曹芳は帝位を継いだとはいえ、司馬懿の制御を受けていた。揚州都督の王凌は司馬懿に二心を懐き、楚王彪を擁立しようとした。司馬懿は王凌を急襲して捕らえ、京師に歸還した。道すがら賈逵廟を通りかかると、王凌は「賈梁道（梁道は遼の字）よ、王凌は大魏の忠臣ぞ、お前に神明あらばそれを知れ。」と叫んだ。そのまま藥を服して死んだ。思うに司馬氏專横の折り、朝廷の士はこぞってそれを助けようとしていたが、王凌だけがそれに順わずに殺されたのである。そのため忠臣を自認していたのである。その時順帝は幼く、蕭道成國權を獨專し、朝廷の臣下は皆彼の走狗になることを願ったが、沈攸之だけが義旗を擧げようとしたので、そこで蕭氏を司馬氏に例え、自らは王凌に例え、賈充を蕭氏の徒黨に擬したのである。陵の字が凌の字の誤りであることは疑い無い。

（大兼健寛・田中良明）

## 〔原文〕

15魯文公七年無衛獻公

梁武帝普通元年左將軍馮道根卒時梁主春祠二廟既出宮而聞訃梁主問朱异曰吉凶同日可乎對曰昔衛獻公聞柳莊死不釋祭服而往哭之道根有勞王室臨之禮也梁主從之質實云左傳文七年衛獻公祭太廟聞大夫柳莊卒不釋祭服而往臨之按左傳及史記十二諸侯年表魯成公十四年衛定公卒子獻公立上距文公年已四十三載是文公之世衛尙未有獻公安得有往哭柳莊之事此事本見檀弓學者所共曉豈可移於左傳又妄指其年乎

【書キトコ】

15 魯文公七年に衛の獻公無し

梁の武帝の普通元年、左將軍の馮道根卒す。時に梁主、春二廟を祠る。既に宮を出でて訃を聞く。梁主朱异に問ひて曰く「吉凶同日、可なるか」と。對へて曰く「昔衛の獻公、柳莊の死を聞き、祭服を釋かずして往き之を哭す。道根王室に勞有り、之に臨むは禮なり」と。梁主之に従ふ。質實に云ふ「左傳に、文の七年、衛の獻公太廟を祭り、大夫柳莊卒するを聞き、祭服を釋かずして往きて之に臨む」と。左傳及び史記の十二諸侯年表を按ずるに、魯の成公十四年、衛の定公卒し、子の獻公立つ。上に文公七年を距つこと已に四十三載。是れ文公の世、衛に尙ほ未だ獻公有らず。安んぞ往きて柳莊を哭するの事有るを得んや。此の事本より檀弓に見ゆるは、學ぶ者は共に曉る所。豈に左傳に移し、又妄りに其の年を指すべけんや。

【語注】

○普通元年左……『資治通鑑綱目』卷三十に「春正月日食。梁左將軍馮道根卒。」と有り、その目に「梁主春祠二廟、既出宮有司、以道根訃聞。梁主問中書舍人朱异曰、『吉凶同日可乎』、對曰、『昔衛獻公、聞柳莊死不釋祭服、而往哭之道根有勞王室、臨之禮也。』梁主即幸其宅哭之慟。」と有る。○質實に云ふ……『御批資治通鑑綱目』所引の『質實』に「衛獻公、聞柳莊死不釋祭服、而往哭之。左傳文七年、衛獻公祭太廟、聞大夫柳莊卒、不釋祭服而往臨之。」と有る。○史記の十二……『史記』卷十四、十二諸侯年表第二を見ると魯の文公七年の時点で、衛では成公十五年となっており、衛の定公が卒して獻公が即位した時点では魯の成公十四く十五年である。又其の年月の差は四十三く四十四年である。○此の事本よ……『禮記』卷十、檀弓下第四に「衛有大史曰、柳莊寢疾、公曰『若疾革、雖當祭必告。』公再拜稽首、

請於尸曰『有臣柳莊也者、非寡人之臣、社稷之臣也。聞之死、請往。』不釋服而往、遂以禭之。與之邑裘氏與縣潘氏、書而納諸棺曰『世世萬子孫無變也。』と有る。『春秋左氏傳』卷十二、僖公五年の疏に「檀弓云、衛大史柳莊、死公與之邑、裘氏與縣、潘氏書而納諸棺、曰『世世萬子孫毋變也。』」と有るが、衛の獻公の話は見えず。

### 【現代語譯】

『通鑑綱目』の梁の武帝の普通元年に、左將軍の馮道根が死去した。その時梁の武帝は初春であつたので二廟を祠るために、既に宮殿を出発してから訃報を聞いた。梁の武帝は朱异に、「吉事と凶事とを同日にするのは良いのだろうか。」と聞いた。朱异は、「昔衛の獻公は、柳莊の死を聞いて、祭服を脱がずに彼の自宅に往き哭禮を挙げました。馮道根もまた王室に盡力してくれました、行くのが禮義です。」と答えて、梁の武帝もこれに従つた。『質實』に、『春秋左氏傳』の文公の七年に、衛の獻公が太廟を祭つた際、大夫の柳莊が亡くなつたのを聞き、祭服を脱がずに彼の自宅に往き哭禮を挙げた。」と言っている。『春秋左氏傳』そして『史記』の十二諸侯年表に考えると、魯の成公十四年に、衛の定公が亡くなり、子の獻公が即位したとあり、前に文公七年をさること巳に四十三年の月日がある。是れは文公の治世に衛になおいまだ獻公が居なかつたのである。どうして柳莊に哭禮を挙げに行くことができようか。この事がそもそも『禮記』の檀弓篇に書かれていることは、學ぶ者ならば誰でも知っていることである。どうして勝手に『春秋左氏傳』に移してさらにその年を明示することができようか。

(石井靖朗)